

発 日 監 第 32 号
令和 5 年 3 月 22 日

日 南 町 長 中村 英明 様
日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 岩崎 昭男

令和 4 年度定期監査（第 2 回）の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同法同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

令和4年度定期監査（第2回）の結果

1. 監査の期日

令和5年2月6日、7日

2. 監査を実施した事項

令和4年度定期監査（第2回）は、特に次の点について監査を行った。

(1) 共通事項

- ・ 所管課が策定した（すべき）各種計画のリストを提出

(2) 総務課

- ・ 特別交付税12月分（ルール分）の対前年度比較。森林環境譲与税・不採算病院経費の動向
- ・ 住民税非課税世帯等特別給付金（17,595千円）の状況
- ・ 大宮分団機庫解体・建設（当初8,680千円、9月補正1,760千円）

(3) 企画課

- ・ 山里 Load 委託料のうち移住定住における空き家対策（5,600千円）の執行状況
- ・ eスポーツ（1,100千円）の実施状況
- ・ 三本松グラウンドゴルフ場改修工事（4,438千円）
- ・ デマンドバス交通システム利用料に係る契約書類
- ・ オッサンショウオLINEスタンプ売り上げの仕組みと売上金額

(4) 住民課

- ・ 転出入のワンストップシステム構築業務（2,733千円）
- ・ 納税組合廃止に伴う税・使用料等の口座振替不能件数の状況

(5) 福祉保健課

- ・ 新型コロナウイルス接種体制確保事業（7,534千円）
- ・ 各地域別の利用件数や実績額とここ2年間の動向について

(6) 農林課

- ・ 日南邑バーベキューハウス屋根修繕の設計・施工監理
- ・ 酪農家（2軒74頭）・和牛繁殖農家（13軒117頭）への飼料価格等の高騰対策
- ・ オロチ施設改修補助（9月補正冬季に備えて雨樋と外壁の改修4,280千円）の執行状況

- ・ Jクレジットの購入費(9月補正 11,000 千円)の森林組合からの購入と、グリーンシャイン株の売却の契約書(伺い書も)
- ・ 緑の青年就業準備給付金制度の内容及び交付者

(7) 建設課

- ・ 電柱(中電、NTT)の土地使用料の状況
- ・ 多里集排施設上澄水排出装置更新工事(4,565 千円)
- ・ 生山処理場屋根修繕塗装工事(3,926 千円)

(8) 教育委員会

- ・ 給食センター調理室の手洗い器修繕工事費(1,298 千円)
- ・ 給食センター床塗装工事費(598 千円)
- ・ 下谷中鉄山跡地形測量委託業務(2,358 千円)

(9) 日南病院

- ・ 病院の屋上防水工事(設計施工監理、工事費)
- ・ 内部審査調書の概要と備品購入に関する調書

3. 監査の範囲及び方法、結果について

監査項目のうち工事関係及び備品購入事業については、事前に監査調書の作成を求め、提出された監査調書の項目に基づき、担当課長・職員から説明を受け、起案文書、入札関連書類及び契約書類等の調査をするなどの方法により実施した。

なお、監査調書の作成を行わない監査項目については、事務事業の実施内容等を担当課長・職員から聞き取りをするなどの方法により実施した。

監査の結果、次の事項については、改善の検討や適正処理をされるよう求める。

なお、指摘するには至らなかったが、監査を執行するなかで改善・検討を要する事項についてはその旨指示をした。

(1) 共通事項

〈各課所管の計画書リストについて〉

各省庁が自治体に作成義務を課している行政計画が、法律条項数で2020年に505で、10年間で約1.5倍に増えている。本町のような小規模自治体の状況を確認すべく、各課から計画のリストを提出いただき、根拠法令や計画年限及びホームページへの掲載状況も確認した。

その結果、各課からの提出リストの合計は58計画あり、ホームページ内には45計画がアップされている。一方トップページの「計画・まちづくり」には38の各種計画を政策別に整理されている。58の計画には、各課別の掲載にとどまるもの、計画年限が過ぎたも

の、特定の業種のための計画がホームページに掲載されないもの、県のホームページにリンクされて町ホームページのトップに掲載されていないものが散見された。

年限が経過したものは県の担当部署と協議をして今後の対応を検討し、また、国や県の予算措置で年度別計画数値の変動が著しい計画を含め、今後、トップページの「計画・まちづくり」への掲載や計画そのものの見直しに努められたい。

(2) 個別事項

〈空き家借上げ整備事業〉

山里 Load にちなんへの委託事業である「空き家借上げ整備事業」(5,000 千円)は、移住定住者向けの住宅確保を目的に山里 Load が空き家を借上げて、修繕及び貸出しをする事業であり、現在は空き家の修繕を行っているところである。

この新たな取り組みについては、当該事業の対象とする空き家の選定、空き家所有者との契約(貸借期間、貸借料、貸借期間満了後の扱い等)、修繕工事(複数業者による見積等)、賃貸料金の設定(民間賃貸住宅との比較)など実施過程の透明性を確保されたい。

〈転出・転入手続きのワンストップ化システム改修業務〉

このシステム改修は自治体行政手続きのオンライン化の一環として実施したもので、転出・転入手続き情報が国の電子申請システムから LGWAN 経由で自治体に送受信される仕組みにより、転入・転出処理が迅速かつ効率的に行われる予定であった。

しかしながら、今回のシステム改修には国の電子申請システムと町の総合行政サーバーを自動連携させる機能(申請管理システム)を組み込まなかったため、転入・転出情報を LGWAN 端末から一旦紙に印刷し、それを元に住民記録を手入力するという非効率な事務処理を行うこととなった。

自治体行政手続きのオンライン化による、住民サービスの利便性の向上はもとより、行政事務の効率化も併せて図られたい。

〈緑の青年就業準備給付金制度〉

基準は 155 万円だが、アカデミー就学は 11 か月なので 142 万円が限度額になる。令和 4 年度の申請者は、12 人の研修生のうち申請者は 9 名。交付決定は 8 名で 172 万円。うち戻入は 5 名で 142 万円となっている。国の配分がいくらになるかは、年度中途に決定する仕組みとなっている。

もともと不足する部分を県と町が負担することになっている。補助金の目的は就業の準備金の給付であるが、国からの交付時期が遅いため、町が当初に肩代わりをして研修生に給付している。このことで学生はまちがいなく助かっていると思われる。しかし「就業準備給付金」であることを勘案すれば、「町の肩代わりありき」という実態について、いささか疑問を感じる。